

府食第307号
令和3年5月25日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和3年5月19日付け厚生労働省発生食0519第2号により貴省から当委員会に対し照会された事項については、下記の理由から、人の健康に影響を及ぼすものではないため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

記

1. 照会事項1については、管理手法の適正化のため、新たに開発された試験法を追加するものである。
2. 照会事項2については、管理手法の適正化のため、試験法に関する規定を整備するものである。

以上